

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
3 鳥獣被害対策・利活用促進	鳥獣被害を防止するために必要な対策を行うことにより、鳥獣被害の低減を図る。 また、捕獲した鳥獣について、食品、肥料等としての処理加工を通じ利活用を促進する。	補助	【機械整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内) 【施設整備】 1,000～50,000千円 (5/10以内)	鳥獣被害防止及び捕獲鳥獣の利活用に係る機械・施設等の整備	・市町村 ・農地所有適格法人 ・農林漁業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・森林組合 ・漁業協同組合 ・被害防止対策協議会

採択基準
<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業の受益範囲において、同内容の国庫補助事業を実施していないこと。 2 実施地区において、鳥獣被害防止対策に係る取組が継続的に実施されると見込まれること。 3 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し、必要に応じ、県環境センター、保健所の指導を受けること。 4 実施地区のある市町村が、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する被害防止計画を定めている又は事業着手までに公表される見込みであること。 5 被害防止対策協議会が事業主体の場合は、4の被害防止計画において、被害防止施策の実施体制に関する事項として記入されていること。 6 処理加工機械・施設を整備する場合は、県内で捕獲等された鳥獣が、処理加工計画の過半となること。 7 捕獲鳥獣を食品へ活用するための処理加工機械・施設については、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）（平成26年11月、厚生労働省作成）」等を参考とするともに、「食品衛生法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等関連する法手続きが十分検討され、許認可の見込みがあること。 8 捕獲鳥獣を肥料へ利用するための処理加工機械・施設については、「肥料の品質の確保等に関する法律」やその関連告示及び通知等に則り、手続きが十分に検討されていること。